

提出いただいたご意見と村の考え方

第3期小笠原村子ども・子育て支援事業計画

番号	ご意見の内容	村の考え	修正の有無
1	<p>幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援に関して (P40)</p> <p>・過去、どのような指摘事項があり、どのように改善されてきたか。</p>	<p>年に2回、心理士や作業療法士などの専門家を招聘し、ちびっこクラブ・保育園などを巡回し知見を補い、保育士からの相談などに対してアドバイスをいただいています。また、講演会や研修などを実施し保育士の資質の向上に関して支援を行っています。</p> <p>これまで、ご意見にあります指摘事項などはございません。</p> <p>今後も、保育士の資質の向上に努めてまいります。</p>	無
2	<p>保育受け入れ年齢の現状維持 (P42)</p> <p>・困難な理由を明記しないと、村民の理解は得られないと考える。また、オンラインで内地の仕事をこなすなど、働き方の多様性による0～1歳児の託児ニーズもあるが、支援のメニューの検討は。</p>	<p>保育人材の確保の問題から保育受け入れ年齢の拡充は困難な状況です。めかじきっずやベビーシッター利用支援事業などの一時預かり事業等の多角的な実施を検討し、充実を図っていきたいと考えています。</p> <p>P42 保育受け入れ年齢の現状維持について、文中、「保育人材の確保の問題から」を追加します。</p>	有
3	<p>時間外保育事業</p> <p>時間外保育事業において、さらなる時間延長は困難とのこと。そもそも保育標準時間の最大11時間に対して小笠原は7時間であり、これは保育短時間(8時間)よりも短い。新島、三宅島でも11時間でできているが、できない理由は。</p>	<p>時間外保育時間の延長は、保育士の勤務体系及び人材確保の問題から実施は困難な状況となっています。</p> <p>一時預かり事業など検討し、その充実を図っていきたいと考えています。</p>	無
4	<p>放課後児童健全育成事業 (P47)</p> <p>法定であれば都から助成もあるが法定とせず村独自。法定での事業が困難な理由を明記された。</p>	<p>放課後児童健全育成事業の法定基準は、職員体制や開所日数・時間、施設設備の基準が定められており、法定事業としての実施が困難であることから、補助事業として社会福祉協議会事業である学童クラブ事業「とびうおクラブ」に補助を実施しています。</p> <p>いただいたご意見も参考に社会福祉協議会と連携し取り組んでいきたいと思えます。</p>	無
5	<p>児童育成拠点事業 (P61)</p> <p>最下段末尾「図ること事業です」文面の修正が必要</p>	<p>誤記載がありました。「図る事業です」に修正します。</p>	有